

参考事例

□ 3,500 万円未満の工事

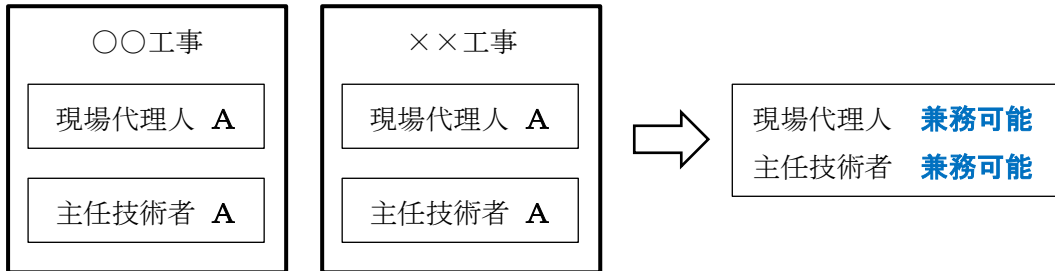
▣ 3,500 万円以上の工事 ※専任の技術者が必要

条件① 一体性若しくは連続性又は相互に調整を要する工事である。

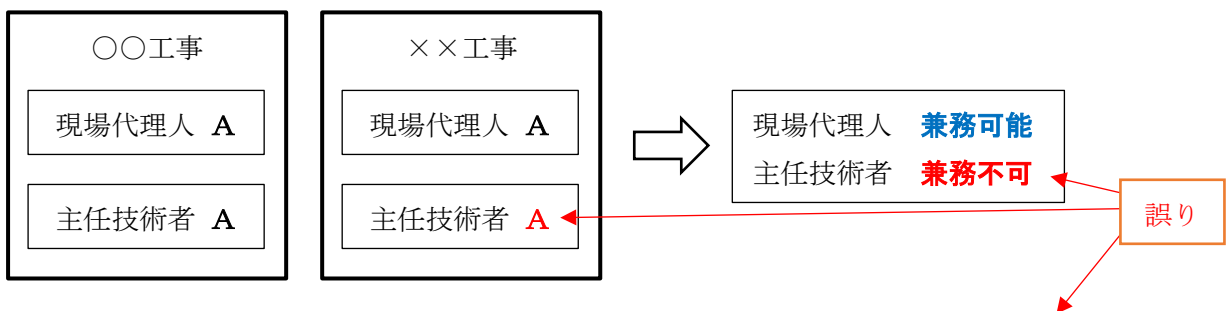
条件② 工事場所が 10 km である。

<2つの工事がいずれも 3,500 万円未満の場合> 修正前

(1) ○○工事と××工事は、条件①と条件②のいずれも満たしている場合。



(2) ○○工事と××工事は、条件①と条件②のいずれか又は両方を満たしていない場合。



※ ○○工事と××工事の現場代理人は兼務が可能 (※1) ですが、主任技術者の兼務の条件 (※2) を満たしていないため主任技術者の兼務はできません。

[解決例]

① ○○工事又は××工事の主任技術者を変更する。



<2つの工事がいずれも 3,500 万円未満の場合> 修正後

3,500 万円未満の工事については、主任技術者は専任を要しないので、○○工事の現場代理人、主任技術者 A は、××工事の兼務が可能です。ただし、現場代理人は公告等に兼務が可能である旨の記載がある場合に限りです。

